

2014年 12月定例会報告

議案の概要

12月定例会では補正予算、職員と特別職の給与条例の改正、職員の問題解決のための委員会などの設置に関する3条例、若松と井田川幼稚園の廃園に関する条例改正、新しい中・長期計画策定に関する2条例の改正など17議案が行政側から出されました。新しい中長期計画に関する条例改正は、策定について議決事項とするためです。

職員給与の条例改正は、若い世代の職員給与について増額で、年齢が上の層は抑制になります。特別職について0・15か月分戻すという内容です。

議案質疑で

議案質疑では、補正予算で公

共施設マネジメントの観点から勤労青少年ホームの改修に係る金額を確認、子育て支援の利用などを主旨は理解しました。中長期計画に関する条例改正では、地方創生との関係などを確認しました。他、給与条例の改正では、人事院勧告を踏まえながら内容を確認しました。

文教環境委員会で

担当の文教環境委員会の審議では、委員長ですので質問は控えめに、いじめに関する条例についての確認と、幼稚園に関して放課後における児童の居場所について教育委員会と福祉部での協議などを発言しました。

（議案に）反対

採決では、特別職の給与条例と関連の補正予算の2議案に反対し、残り議案は賛成の立場をとりました。

議会定数について

議員定数削減の請願は、11月の総務委員会で請願人（市民の方）の参考人招致が行われ、委員会では再度継続審査となり、12月定例会で継続審査の確認がありました。一部議員は採決の際に着席し継続審査に反対でしたが賛成多数で再度、総務委員会での慎重審査のため継続となっています。

専決処分について

専決処分は、本来、議会の議決・決定を経なければならない事柄を、市長が地方自治法に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理することです。

12月定例会では税などの滞納処理をスマートに行えるよう専決処分の範囲が広がりました。

これについて会派で担当課から説明を受け意見交換をし、生活再建を援助するしくみも検討すべきと伝えました。また、新しい給食センターの工事に関し、換気や配達そして照明などに関する変更など、合計で約2千7百万円の増額の専決処分が行われたことが報告されました。

一般質問 12月議会

「地域」とは？

（1）地域の考え方
（2）自治予算制度の提案
（3）住民自治の体制づくり

【答弁】：法改正による法人化は不動産の登記を目的としている。法人化には様々な課題があるが、市としては取得前においても、取得後においても、説明と課題解決が図られるように努めます。

※法人化について、私もすべての自治会を法人化すべきとは考えていません。住民自治が機能している地区については、現在の取り組みを継続して頂くことでよいと考えます。自治会の数だけ自治の形があつてよいとされています。

自治予算制度について、住民

興に取り組む自治会に多くの市

民が加入している状況から、市

民主体のまちづくりに必要不可

欠と考へる。地域づくり協議会

の組織構成においても中心的な

存在として地域をまとめる自治

会の役割に期待している。

自治予算制度について、住民

過去の経緯等からも、自治会と

それの都合で使われるため、住民

には混乱の原因になります。そ

れの都合で使われるため、住民

には混乱の原因になります。そ

れの都合で使